

令和4年9月 井手町

9月定例会会議録

井手町議会

令和4年9月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月12日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	7
谷田みさお議員	8
1 新型コロナウイルス感染症第7波の現状について	
2 有害鳥獣対策について	
3 安倍元首相の「国葬」について	
4 町長の統一協会への対応について	
小割直彦議員	19
1 農地の維持管理について	
岡田久雄議員	21
1 コロナ禍のがん検診、受診率向上の取組強化について	
2 公共施設における男性用トイレへのサニタリーボックスの設置について	
田中保美議員	24
1 小中学校の「ジョイント・アップ推進事業」について	
2 社会教育事業の生涯学習・文化・スポーツ活動について	
脇本尚憲議員	27
1 本町における橋の現状と管理体制	
2 脱炭素社会の実現に向けての取組	
谷田利一議員	31
1 中学校における部活動の「地域移行」について	

木村武壽議員	3 4
1 新庁舎建設後の防災訓練について	
2 井手地区共同墓地の舗装について	
奥田俊夫議員	3 7
1 公園の維持管理について	
2 地域創生のための空き家の利活用について	
鎌田隆宏議員	4 0
1 新庁舎周辺の歩道整備について	
2 消費税「インボイス制度」について	
議案第 3 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例制定の件	4 4
議案第 3 7 号 令和 4 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）	4 9
散会	5 6
署名議員	5 7

第 2 号（9 月 1 6 日）

応招・不応招議員	5 9
出席・欠席議員	5 9
出席事務局職員	5 9
出席説明員	5 9
議事日程	6 1
開会	6 2
会議録署名議員の指名	6 2
令和 3 年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見 書並びに財政健全化審査意見書等について	6 2
議案第 4 0 号 令和 3 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保 険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、 公共下水道」歳入歳出決算認定の件	6 4
議案第 4 1 号 令和 3 年度井手町水道事業会計決算認定の件	6 4
議案第 4 2 号 令和 3 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算 認定の件	6 4
議案第 3 8 号 令和 4 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1	

回)	6 9
議案第 3 9 号 令和 4 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 回)	7 1
発議第 6 号 安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書	7 2
散会	7 4
署名議員	7 5

第 3 号 (9 月 3 0 日)

応招・不応招議員	7 7
出席・欠席議員	7 7
出席事務局職員	7 7
出席説明員	7 7
議事日程	7 9
開会	8 0
会議録署名議員の指名	8 0
議案第 4 0 号 令和 3 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保 険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、 公共下水道」歳入歳出決算認定の件	8 0
議案第 4 1 号 令和 3 年度井手町水道事業会計決算認定の件	8 0
議案第 4 2 号 令和 3 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算 認定の件	8 0
議案第 4 3 号 令和 4 年度井手町一般会計補正予算 (第 3 回)	8 7
議案第 4 4 号 工事請負契約について同意を求める件	9 0
議案第 4 5 号 工事請負契約変更について同意を求める件	9 6
令和 3 年度城南土地開発公社決算に関する報告書について	9 7
議員派遣の件	9 8
閉会中の継続調査の申出について	9 8
閉会	9 8
署名議員	9 9

第 1 号（令和 4 年 9 月 1 2 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和4年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和4年9月12日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和4年9月12日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和4年9月12日午後 2時27分 議長 西島寛道

応招議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

4番	奥田	俊夫	10番	木村	武壽
----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	辻井	祐介	議会書記	林田	夕加

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二
学校教育課長・
自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之
高齢福祉課長 坂井幸一郎
保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之
上下水道課長 仁木 崇
社会教育課長・
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人
理 事 中島 一也
企画財政課長 寺井 佳孝
保健医療課長 中谷 誠
産業環境課長 菱本 嘉昭
いづみ人権交流センター所長・
いづみ児童館長兼務 平間 克則

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和4年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和4年9月12日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定
の件
- 第6 議案第37号 令和4年度井手町一般会計補正予算（第2回）

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和4年9月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議
を開きます。

本日、汐見町長より9月定例町議会を招集されました。各議案につきまして
て慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願い
申し上げます。開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、奥田俊夫
議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月30日までの19日間にし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月
30日までの19日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の一部改正の件1件、令和
4年度補正予算3件、令和3年度決算認定の件3件、合計7件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨申出がありますので、これを
許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまし
ては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝
しているところでありまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられまし
た方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、現在療養中の多くの皆様方に
も心からお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、7月以降、全国的にオミクロン株のBA.5系統を中心とする感染が急速に拡大し、8月19日には1日当たりの新規感染者数が過去最多となり、それ以降も感染は収まることのない状況が続いております。また、京都府においても、これまでに経験したことのないペースで感染が拡大する状況を踏まえ、感染防止の取組についての府民への呼びかけとして、8月4日に、8月末までを期間とした京都BA.5対策強化宣言が発出されましたが、引き続き感染の拡大から、8月26日に、その期間が9月末まで延長されたところであり、同様に、町内の新規感染者数も7月は183人、8月は304人と、従前と比較して極めて高い数字となっており、現在もその状況が続いております。

このような中、本町の新型コロナウイルス感染症対策としては、感染による重症化防止を図るため、ワクチン接種を希望される方に対し、安心・安全に、また、定められた接種間隔の経過後に速やかに接種ができるよう体制を構築し、接種の実施を進めるとともに、感染され自宅療養されている方や、そのご家族の濃厚接触者の方に対しては、これまでどおり、個別に電話連絡を行い、相談支援や食料品等の配付の生活支援を実施しております。

ワクチン接種につきましては、7月から60歳以上の方等への4回目接種を実施するとともに、3回目接種の予約なし接種を行うなど、特に若い世代の方が接種を受けやすい環境づくりにも努めてきたところであり、9月9日現在で3回目接種済み者数は5,141人、接種率は全人口の70%、4回目接種済み者数は2,521人で、そのうち60歳以上の方の接種率は76%となっております。また、食料品等の支援を必要とされるご家庭に対しても、現在まで累計で87世帯、160人分の物資をご自宅にお届けしております。

今後、新たな新型コロナウイルス感染症対策として、5歳から11歳の小児を対象としたワクチンの追加接種を9月下旬から実施するとともに、初回接種を完了した12歳以上の方を対象としたオミクロン株対応ワクチンの接種も予定しており、円滑に実施できるよう準備を進めているところであります。

新型コロナウイルス感染症に対する住民の方の不安を少しでも軽減し、安心・安全な日常生活が送れるよう、必要な対策を国や京都府と連携しながら、引き続きしっかりと進めてまいりたいと考えております。

さて、令和4年度もはや6か月になろうとしております。既に普通交付税

や臨時財政対策債を合わせた実質交付税の配分額も7月26日に決定し、町税につきましても、年間収入見込額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における令和4年度の財政見通しにつきましてご報告させていただきます。

まず、実質交付税では、普通交付税は約15億600万円、前年度実績に比べ約5,000万円、率にして3.2%の減、臨時財政対策債は約3,300万円、前年度実績に比べて約1,300万円、率にして66.4%の増、合わせまして実質交付税は約15億3,900万円、前年度実績に比べて約3,700万円、率にして2.3%の減となっております。

また、町税の年間収入見込額であります。個人所得や企業収益の増加に伴う町民税の増収が見込まれることや、新型コロナウイルス感染症対策による中小事業者等に対する軽減措置の終了に伴う固定資産税の増収などによりまして、町税全体で約9億3,000万円と、前年度同時期と比較して約2,000万円、率にして2.2%の増となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第36号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか、6件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第36号は、育児・介護休業法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第37号は、令和4年度一般会計の補正でありまして、補正総額は5,085万1,000円の増で、補正後の一般会計予算は83億1,804万6,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、南部区の公民館改修補助に30万1,000円、ふるさと応援基金に96万円、社会福祉基金に30万円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係では、各種事業の精算等による返還金に521万8,000円、新型コロナウイルス感染防止対策のため、十分な換気を行いながら、住民の方が安心して施設を利用できるよう、空調機器の向上を図るため、いづみ人権交流センター空調整備に650万円それぞれ計上いたしております。

次に衛生関係では、新型コロナウイルスワクチン初回接種を完了した12歳以上の方を対象に、オミクロン株対応のワクチン接種に必要な体制の確保

に係る経費として、新型コロナウイルスワクチン接種事業に3,350万円計上いたしております。

次に消防関係では、消防団員への退職報償金に970万1,000円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金3,500万円、寄附金126万円、繰入金1,734万4,000円、諸収入970万1,000円計上いたしております。

議案第38号及び議案第39号の2件は、いずれも令和4年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第40号から議案第42号までの3件は、いずれも令和3年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について、議会の承認を得ようとするものであります。

令和3年度決算では、全ての会計とも実質収支額、単年度収支額が黒字となっておりまして、これは平成12年度以降21年ぶりということになります。また、財政指標であります経常収支比率や実質公債費比率は、これまで同様に府内市町村の中で最もよい数値となっております。

なお、新庁舎の外構に係る工事請負契約及び山吹ふれあいセンター建設工事の工事請負変更契約をそれぞれ締結するに当たり、地方自治法並びに条例の規定に基づき、議会の同意を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西島寛道） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から6月、7月、8月分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は9名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田みさお議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9番、谷田みさおです。

昨日は、投開票されました沖縄の知事選挙で、オール沖縄の玉城デニー知事が自公推薦候補に大きな差をつけて再選をされました。改めて、辺野古新基地建設反対の県民の意思が示されました。この際、国はきっぱり辺野古新基地建設を断念する表明をすべきであると意見を申し上げて、質問に入りたいと思います。

1番目に、新型コロナウイルス感染症第7波の現状について伺います。

新型コロナウイルス感染症第7波が拡大し、7月下旬からは、日本の新規感染者数は世界で最多となり、1日の死者数も過去最悪水準となっております。オミクロンBA.5は重症化しにくいなどのイメージによる国の対策緩和が原因なのは明白であります。

町内でのこれまでの年代別の累積の感染者数は何人でしょうか。町内の第7波の感染の特徴はどのようなものでしょうか。保育園児や小中学生の感染が増えているのではないのでしょうか。

新学期を迎えまして、保育・教育活動への影響が心配されますが、保育園・学校行事は支障なく行えているのでしょうか。現状では濃厚接触者の特定はどのように行い、学級閉鎖や休校、休園の基準はどうなっていますか。保育園、小中学校、高齢者施設の職員はワクチンの4回目接種を受けられているのかどうか伺います。

2点目に、有害鳥獣対策についてです。

8月に多賀の南部地区で、独り暮らしの高齢者の住宅の室内に猿が侵入するという事件が起きました。幸いけが人はありませんでしたが、このような有害鳥獣被害が町内で発生している事例はほかにもあるのでしょうか。

今回の被害者は役場に通報する一方、近所で協力して追い払いをされましたが、「恐怖でどう対応してよいか分からなかった。その後の清掃、消毒などで大変苦労した」とおっしゃっています。

有害鳥獣が室内等に侵入したり身体への危害が予想される場合は、住民はどのように対応すればよいのでしょうか。110番通報も一つの方法と考え

られますが、関係機関との連携はできているでしょうか。このような事例が発生していることを住民に広報し、注意喚起するとともに、被害を防ぐ方法や緊急時の対応方法などをいま一度周知するべきと考えますが、町としてどう対処されますか。

3点目に、安倍元首相の「国葬」についてです。

政府は、9月27日に安倍元首相の「国葬」を行うと閣議決定いたしました。しかし、「国葬」については、要件を定めた法令はなく、閣議決定だけで実施しようとしている岸田内閣の手続は法治主義に反するものです。しかも、国会での審議もなく莫大な費用を予備費から支出するという事は、財政民主主義の原則にも反します。

「国葬」は、国家権力が特定の人物への弔意を国民に強制することにつながるもので、憲法に保障された内心の自由を侵害するおそれがあります。世論調査でも、安倍元首相の「国葬」に反対や評価しないが多数となっております。この「国葬」は中止するべきではありますが、仮に実施され、招待があっても、住民の代表たる町長は出席するべきではないと考えます。公共施設での半旗の掲揚や住民に黙禱を求めることも行うべきではありませんが、町長の見解を伺います。

また、教育現場でも半旗の掲揚や黙禱など、弔意の強要を行わないことを教育委員会に求めます。教育長の見解を伺います。

4点目に、町長の統一協会への対応について伺います。

統一協会、現在の名のっておられる名称は世界平和統一家庭連合ということですが、その団体と政治家の癒着が大きな問題となっております。

統一協会は靈感商法や高額献金、集団結婚などで違法行為や甚大な経済的被害、人権侵害を生んできた反社会的なカルト集団であります。表裏一体の政治組織、国際勝共連合をつくり、共産主義を一掃するとして、選挙妨害や日本共産党に対するデマ攻撃を繰り返し起こしてきた団体でもあります。政治家が統一協会やその関連団体と結びつき、持ち上げたり選挙で協力を得たりすることは、広告塔として利用されることで違法行為や被害を広げることにつながりかねず、あってはならないことです。

町長は、統一協会や関連団体の催しに参加されたり、祝電やメッセージなどを送られたことはありませんか。金銭を支払ったり寄附を受けられたことはありませんか。選挙で協力を求めたり、協力を得たりしたことはありませんか。

んか。統一協会は正体を隠して政治家に近づいてくることもあります。町長は今後どのような態度で統一協会や関連団体と対応されるおつもりか、お伺いいたします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、3点目と4点目についてお答えいたします。

まず、3点目の「国葬」についてであります。内閣府から京都府町村会長宛てに国葬儀への参列の案内状が届くこととなっておりますので、私が参列することとしております。また、半旗や黙禱については、現在のところ通知等が来ておりませんので、お答えすることはできません。

次に、4点目の統一協会への対応についてであります。これまでから全く関係はありませんし、これからも関わることはないと考えております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 3点目の「国葬」についてであります。教育現場での半旗の掲揚や黙禱などについては、通知等が来ておりませんので、お答えすることはできません。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 1点目の新型コロナウイルス感染症第7波の現状についてであります。初めに、町内でのこれまでの年代別感染者数につきましては、9月9日時点で、10歳未満が134人、10代が162人、20代が156人、30代が145人、40代が148人、50代が120人、60歳から64歳が43人、65歳以上が132人、合計1,040人となっております。

次に、町内の第7波の特徴につきましては、感染者数がこの7月と8月の2か月間で487人と、従前にはない高い水準であることや、年代別に推移を見ますと、7月は保育園児や小中学生を含む10歳未満と10代の感染者が4割を占め、特に若年層を中心に感染の拡大が見られましたが、8月は10

歳未満と10代の感染者数の割合は全体の2割程度となり、全ての年代で感染が拡大していることでもあります。

次に、高齢者施設の従事者における4回目のワクチン接種状況につきましては、接種を希望される方で接種時期が到来している方については、順次接種されていると聞いております。

保育園の行事につきましては、施設内の感染対策を徹底するとともに、人数制限や時間短縮を行い、子どもが密集して長時間接触する状態をつくらぬよう工夫して実施しております。また、保育参観等の保護者参加行事につきましても、学年単位での実施や園児の感染状況等を踏まえた実施時期の選定など、感染拡大防止に留意し、できる限り必要な行事が実施できるよう努めているところであります。

次に、濃厚接触者の特定につきましては、国が示す基準である近距離でマスクの着用なしで15分以上継続した会話の有無等を基本に、パーティションの配置状況など、個々の園児の接触の状況と施設環境を精査して特定作業を行っており、その最終決定に当たっては、京都府山城北保健所にも協議しております。

次に、休園の基準につきましては、基本的には濃厚接触者を特定し運営を継続することとしており、休園する場合は、感染者数等による基準適用ではなく、感染実態を踏まえ、個別に保健所とも協議し判断することとしております。

次に、保育園職員における4回目のワクチン接種状況につきましては、4回目接種の対象となり、接種を希望している職員については、接種を済ませております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 新学期を迎えての学校行事につきましては、文部科学省が示している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」等に従って、三つの密(密閉、密集、密接)を避ける、マスクの着用、手洗いの励行など基本的な感染対策を徹底し、計画どおりに実施できております。

次に、濃厚接触者の特定につきましては、感染者本人の行動履歴等から、国が示す濃厚接触者の基準であります、必要な予防策をせずに近距離で感染

者と15分以上の接触があった者などの特定作業を学校、教育委員会で行っておりまして、その際、必要に応じて山城北保健所に協議をしております。

次に、学級閉鎖や休校の基準につきましては、文部科学省の「学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を基準としております。学級閉鎖は、同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明する、または、感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数おり、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖は、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業は、複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に実施しております。いずれの場合も、学校医に相談し、助言を頂いて、実施する必要があるのかを判断しております。

次に、小中学校教職員の4回目のワクチン接種状況につきましては、4回目接種の対象者で、希望した教職員については、接種を済ませていると聞いております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 2点目の有害鳥獣対策についてであります、今回のような宅内への侵入事例が発生しているかにつきましては、これまでのところ、連絡を受けたことはございません。

次に、警察等の関係機関との連携につきましては、110番通報により相談された場合、田辺署等からも現地へ向かわれ、必要があれば、車両により注意喚起を行っていただけることとなっております。また、猿の場合では、京都府山城広域振興局とも情報共有し、捕獲された際には、発信機をつけるなどの今後の対策に生かす連携を行っております。

住民への広報、注意喚起につきましては、近隣自治体のホームページの掲載事例などを参考にしながら対応してまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) まず、お答えいただいた順で、町長に再度お伺いしますが、「国葬」の問題で、町村会長をされておられますので、招待は来るだろ

うというか、もう実行委員会は各地、首長には送っているということであり
ますので、もう届いているんじゃないかと思うんですが、参加されるという
お話だったんですけど、その費用はどうなりますか。公費で参加すること
になりますか、出張ですか。「国葬」について法的な根拠がないのに、公費で
出張することができるのでしょうか。

それと、弔意の表明についてですけれども、通知が来ていないのでお答え
できませんということでしたけど、国は今のところ、要請はしないと言っ
ているわけです。弔意を何らかの形で、旗を掲げたり黙禱したりするよう
にという要請はしないと言っているんだけど、何の通知も来なくても、既
にいろんな都道府県の知事がそれぞれの庁舎に半旗を掲げますや執務時間
内に適切な時間に黙禱をするということを表明されている方があるわけ
です。それは付度かもしれませんよ。京都府の知事も、府の公共施設には
旗を掲げますと、どんな旗か分かりませんが、おっしゃっているわけ
です。そうすると、京都府の知事がそういうふうに言われて、そこから
各市町村に何らかの要請なり、こうやってくださいというものがな
かったとしても、京都府がやっているんだから、うちもしなければなら
ないのと違うかというような付度が働く可能性は大いにあると思うん
です。

だから、国はしないと言っているんだから、ないとして、なかったら、
町長は別に半旗も掲げないし、平日ですから、執務時間中に黙禱せよ
など、そういうことを職員に求めたり住民の方に呼びかけたり、そう
いうことは通知がなければされないということでもいいですか。今、
通知がないから考えていない、答えられないと言われたけど、国は
通知しないと言っているんですから、なかったら、ないままだった
らどうされるんですかということ町長にもお伺いしたいし、教育長
にも、井手町の学校現場はどういう扱いをされますかということ
を、ご自身のお考えを言ってもらったらどうでしょうか、国がどう
こうじゃなくて。もう一度それはお伺いしたいです。

統一協会について、今、町長は全く関係もないし、今後も関わる
ことはないと思うということですけども、じゃ、理由ですね。私はこの
団体は反社会的なカルト集団だと思っているので、関わってはいけ
ないと求めているわけですが、関わらないとおっしゃる理由は何
ですか。いろいろな団体から要請が来ますね。こういう催しに出席
してほしいや祝電が欲しいや講演してくださいなどいろいろありま
すけども、それぞれ判断しておられると思うんです。

じゃ、この統一協会と関わらないとおっしゃっている理由は何か、統一協会をどういう団体と認識されておられるのか、はっきりとお示しいただきたいと思います。

それから3点目は新型コロナの関係で、今、年代別の数字をお聞きして、非常にワクチンを打っている率が低い、低年齢のいわゆる子どもたちに感染者が多く出ているということが改めて分かりました。それは非常に対応が難しいわけです。ワクチンを打ったらどういう反応が出るかということで非常に不安もありますし、どんどん受けてくださいということも言えません。希望に基づくものですから。

そうすると、やっぱり周りで気をつけて感染を防ぐということで、保育園や小中学校の対応が非常に重要になってくるわけです。ですから、今おっしゃっているように、近距離でマスクなしで15分以上でなければ濃厚接触にならないとなっているんですけども、やはりその辺は柔軟に考えていただいて、学校でそういう状態で過ごしていても、放課後や家庭内など、校外で非常に密接に接しているかもしれないわけです。そういうことを考えますと、そういう聞き取りも行っていて、学校には非常に手間がかかることではあるんですけども、子どもたちの命を守るためですので、その辺はしっかりと十分、校内の様子だけでなく、子どもの置かれている現状に配慮して聞き取りをしていただいて、この子とこの子は密接に関連があったということであれば、その子にも出席停止の扱いをしてもらうなど、そういうことをやっていただきたい。校内だけの話ではなくて、子どもの生活状況で聞き取りをやっていただきたいと思っているんですが、その辺はできているのかお伺いします。

それと学校行事で、中学校の海外研修ができないのは当然のことで、致し方ないと思うんですが、修学旅行を子どもたちは大変楽しみにしておりますので、いろいろ工夫してやっていただいていると思うんですが、現状どのように修学旅行を実施されているのかお伺いしたいです。

あと、かつては、小学生は広島へ平和学習を兼ねて修学旅行に行っていたわけですが、それが近年できていないと聞いています。コロナ禍が収まれば平和学習を復活できるとお考えなのかどうか、それもお伺いします。

最後、猿の問題ですけれども、今まで冗談のように、猿が家に上がり込んで仏壇の前で拝んでいたなど、そういうことをよく言われていたわけですが、

実際そんなことが起こったのは本当に私も聞くところ初めてで、室内に猿が入り込んでなかなか出ていかないというようなことは。でも、こういう状況になっているということをやっぱり住民に広くお知らせした方がいいと思うんです。今後、近隣の様子を見て通知は考えるということでしたが、緊急を要することだと思えます。今、秋になって果物が木に実ってまいりまして、余計、里へ下りてきている猿が増えているというふうに私の周りを見ると感じます。

役場に通報していただくのもありがたいんですけども、まずは110番してくださいと。役場の開庁時間ばかりじゃありませんし、110番で対応できるということを住民の方に周知してほしいと思うんです。110番していいかどうか悩まれたわけです。猿が出て、どこに言うのかと。それは110番でしょうと言ったんですけど、やっぱり警官の方が様々な対応が可能だと思えますし、役場の職員が何か器具を持って駆けつけても、なかなか捕獲なんていうのは難しいと思えますし、そういう専門家の方を要請するというのも一つの方法だと思えます。110番通報をしてくださいよと言った方がいいんじゃないか。

それと、宇治田原町のような猿追い隊の組織、GPSを使って猿の位置が特定されるような取組を進めていただきたいと思います、その点どうでしょうか。お尋ねします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 参列の理由は、それでお分かりですね。京都府の町村会長として、府内町村長を代表し国葬儀に参列し、そして弔意を表わすというのが筋だろうと思っております。そういう意味で参列をするということになります。

費用の話が一つ目に出ました。これは谷田議員、分かって言われているのか分からず言われているのか分かりませんが、町村会長として行くわけですから、当然、公務でありますし、公費ということになります。ただし、町村会、府内町村長を代表して行きますので、費用については、井手町からは出ません。町村会の方から支出することになると考えております。

それから二つ目、半旗や黙禱の通知がなければどうするのかということ

ありますけれども、これまでの例で言いますと、通知は来ているんです。今回どうなるか。これは、谷田議員が言われたようなことになるのかどうか、我々は今のところ分かりません。通知が来た時点で、その内容を見て判断するということになります。ただし、通知が来なかった場合は、その時期が来れば判断することになると考えております。

それと、旧統一協会に関わらない理由。これまで関わっていない、これからも関わらない。それでお分かりいただけるのではないかな。旧統一協会の方、その団体から私に、なぜ協力してもらえないのかなど話があれば当然、私は答えるということになると思います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中田教育長。

教育長(中田邦和) 私の方の教育現場の方でも、半旗の掲揚や黙禱等のことについては、従来から通知等の内容を参考にして行ってきましたので、今、来ていない状況ですので、お答えすることができないというふうにお答えいたしました。先ほどもありました、来なかったときについては、私の方もそのときに判断をさせていただきたいと思っています。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 保育園等における濃厚接触者の特定の件について、お答えさせていただきます。

濃厚接触者の特定につきましては、保育園の運営に当たりまして、できる限り休園することがないように、丁寧に聞き取りを行って進めているところでございます。現在、全国共通で、保育園等におけます濃厚接触の特定は、園内における行動等について確認して対応するというのが基本的なルールとなっております。いわゆる園外におけます行動等については、保護者の方が濃厚接触された方について特定されて、その方々にお伝えする、また保健所等にご報告するというのが基本的なルールとなっておりますものをご承知いただきたいと思います。それ以外、園におけます濃厚接触者につきましては、十分徹底して調査し、特定作業を行っておるということでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 濃厚接触者の特定につきましては、基本は学校内での調査としております。学校外で接触があった方については、家庭の方から当該家庭の方にご連絡いただいていると聞いております。

次に、修学旅行につきましては、既に本年度、中学校3年生、井手小学校の6年生につきましては実施しております。これから多賀小学校の6年生、泉ヶ丘中学校2年生の方が修学旅行に行くこととしております。井手小学校の方ですけど、これまで広島だったんですけど、このコロナ禍で、和歌山方面に変更しております。コロナが終息した後の対応につきましては、まだ確認はできておりません。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 住民への周知、注意喚起につきましては、先ほどお答えしましたとおり、また自治体なりの例を参考にしながら、猿の特徴や住民の取れる方法を検討しながら対応してまいりたいと考えております。

また、猿の追い払い隊、GPSのついたものに対するの対策につきましては、本町地域につきましては、GPSのついたものはございませんでして、京都府が発信器をつけたものがありまして、それを専門の無線機で拾いながら追い払いを行っているというところがございます。こちらにつきましては、京都府から町に1基、貸していただいているものでありまして、それらを利用しながら、まず行政の方で対応しておりますし、その情報がありましたら、捕獲の許可を出しております猟友会等、情報提供しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。3回目です。

9番（谷田みさお） 町長にもうちょっとはつきりとお答えいただいたらいいと思うんですけど、国は要請しないと言っているんですから、要請が来ないのが普通なわけで、来なかった場合はどうするかというのは、来なかったら私はこうしますと言っておかれたら済む話であって、今でも判断を示していただいたらいいんじゃないですか。教育長も一緒ですけど、そのときにな

らないと判断できないことじゃないし、かえって、そのときにやっぱりやりますなど言ったら混乱するじゃないですか。今から、こうやって質問も出ているわけですから、国が特に弔意の表明を市町村や教育委員会に前日までに求めてこない場合、私はこうしますということを書いていただけないでしょうか。答えられないということはないでしょう。ご自分のお気持ち、ここまで日も切迫しているわけですし、もう一度お聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

それと統一協会についても、これまでも関係ないし、これからも関わることはない。それでお分かりいただけるというのは、そんな付度は私はなかなかでき切れません。だから、統一協会については、ただの宗教団体だったらそういうお付き合いすることもあるのかもしれませんが、そうじゃないとお考えなわけでしょう。それをきちっと表明していただいたらどうでしょう。町内に統一協会の被害の方がいらっしゃるかどうか分かりませんが、全国的に被害が広がっている問題の当事者でありますから、そういう犯罪行為が過去にあって、それがまだ今も続いていると報道もされております。そういう団体とは、付き合わないんだということをおっしゃったらいかがでしょうか。

町長がもう一言あれば、議長、認めてください。

議長（西島寛道） 最後、なんておっしゃいましたか。

9番（谷田みさお） 議長に、町長から発言があれば認めてくださいということをおっしゃいました。3回目ですと言われたので。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 谷田議員、要請しないと決めつけられている、我々はそれは分かりません。これまでからずっと、こういう場合については通知が来ていますので、その内容を見て判断する。ただし、国がこうだと、そのとおりかどうか。これは我々も判断するわけですので、絶対に国の言うとおりでありきではないです。それと、通知が来ない場合は、ある一定の時期を見て、これは来ないなということで判断するということです。

それと旧統一協会、関わっている、あるいは関わろうとしているという人になぜかと聞くということはあると思います。関わらない、関わっていないという人にその理由を他の人が聞くというのは、どんなものなのか。直接関

係している旧統一協会から、なぜ私の団体と関わってもらえないのかという話があれば、これは私は、当事者間の話ですので、理由はしっかりと述べるということをお先ほどから答えている。答えはそのとおりです。

議長（西島寛道） 次に、小割直彦議員の質問を許します。

2番（小割直彦） 2番、小割直彦です。

議長より発言の許可を頂きましたので、通告に基づき一般質問させていただきます。

質問事項1、農地の維持管理について。

農地法第2条によりますと、農地とは、耕作（土地に労費を加え、肥培管理を行って作物を栽培すること）の目的に供される土地となっておりますが、近年、高齢化や担い手不足が原因で、町内でも農地が遊休地となり、荒れ放題になっているところが増えてしまっているように感じます。例えば住宅地でそういった状態になると、虫の発生、木々の巨大化で、住民の日常生活に多大な支障が出てしまうほか、田園地帯でも育苗の成長が妨げられることで生育が遅れ、品質向上が図れなくなります。

農地法第4章、「遊休農地に関する措置（農地法第30条から第42条）には、農業委員会は毎年1回、その区域にある農地の利用状況について調査を行う。」とあり、調査の結果、遊休農地が判明したときは、農業上の利用意向について調査を行い、農業上の利用増進が図られるよう、必要なあつせんその他の調整を行うなど、農業委員会の権限が記載されています。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①本町では遊休農地の把握、指導をどのように行っているのか。

②京都府とはどのような連携を取っているのか。

③他自治体には独自の条例があると聞くが、井手町での制定の予定はありますか。

以上3点、ご質問させていただきます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 小割議員のご質問にお答えいたします。

農地の維持管理についてであります。一つ目の本町の遊休農地の把握、指導をどのように行っているかにつきましては、まず、遊休農地の把握につ

きましては、議員ご指摘のとおり、農地法第30条に基づき、農業委員会が農地の利用状況を調査することとなっており、新型コロナウイルス感染症の拡大前では、農業委員がJAや地区の農家実行組合長などと共に調査を行っていましたが、現在は、コロナ禍でもあり、各農業委員が個別に巡回等行い調査していただいております。その中で、適正に管理されていない農地につきましては、農業委員会から現状の写真を同封し指導通知を送ったり、電話や直接訪問により適正管理の指導を行っているところであります。

二つ目の京都府との連携につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、京都府が設置した農地中間管理機構により、高齢化や担い手不足による農地の管理ができなくなった農地を登録することにより借り受けたい農業者とマッチングをする事業が実施されており、本町でも、その制度を活用し、遊休農地の解消につながった例もありますので、耕作を放棄された農地等については登録を促し、担い手等への集積の推進に努めているところであります。

三つ目の他の自治体のような独自の条例制定の考えにつきましては、土地全般の適正な管理につきましては、本町においても他の自治体と同様の環境保全条例があり、その条例に基づき指導等の対応を行っているところであります。また、農地の適正な管理につきましては、他の自治体においても農業委員会の指導により対応されているところであり、議員ご指摘の耕作放棄された農地につきましては、引き続き農業委員会と連携し、適正管理に努めてまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 小割直彦議員。

2番（小割直彦） ありがとうございます。そういう条例等をつくっていくのはなかなか難しいと思いますけども、私の近所でも、10年ぐらいほったらかしにされている住民がおられます。その農地の所有者は、役場から通知が来たというようなことを毎年言っておられるようで、近くに住んでおられる人がずっと迷惑しているというようなことを私は聞いておりますので、今後何とかそういう、通知だけじゃなくて、住民が暮らしやすいよう、ご指導いただいて、例えば役場の方から許可を得て草刈りをさせてもらうなどいうところまで踏み込んでいただいて、日常生活に支障のないようなことにつな

げていていただきたらと思いますので、その辺よろしくお願いします。

議長（西島寛道） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

8番（岡田久雄） 8番、岡田久雄です。

事前に通告しておりました次の2点につきまして、質問をいたします。

まず初めに、コロナ禍のがん検診、受診率向上の取組強化について質問をいたします。

日本人の2人に1人が罹患すると言われ、死因の第1位であるがん。その克服に向けた取組に、コロナ禍が影を落としています。国立がん研究センターは昨年11月26日に、がん治療を行う全国の医療機関のうち、がん登録推進法に基づく調査が始まった平成28年以降の集計に参加している735施設で新たにがんと診断、または治療された患者の登録数を比べたところ、令和2年は96万7,088人で、令和元年の102万7,749人から5.9%、約6万人が減少したと発表しています。

この新規がん患者の減少の背景には、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、受診を控えた人が増えたことがあると言われていています。懸念されるのは、がんの発見が遅れば、治療の選択肢を狭め、患者の負担を大きくすることになります。コロナ禍であっても、がん検診を受けることが重要ではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問をいたします。

①本町の令和2年度、令和3年度の各種がん検診率の現状について。

②がん検診率の低下には、緊急事態宣言を受け、多くの自治体が検診を中止する、または延期したことによる受診控えが影響していると言われていますが、本町では、コロナ禍においてどのような対応をされていたのか。

③がん検診率を高めるため、医療機関との連携をさらに強固にし、コロナ禍における新たな検診方法を構築する必要があると思いますが、本町の考えをお聞きします。

④がん検診を控えないよう、呼びかけをさらに強化する必要があると思いますが、本町では、コロナ禍におけるがん検診の重要性をどのように周知されているのかお聞きします。

⑤以前にも質問しましたが、胃がんが発生する最大の要因にピロリ菌への

感染があります。現在においてもピロリ菌検査を無料がん検診の項目に加える考えはないのか、お聞きいたします。

⑥脱毛や乳房切除など、がん治療による外見の変化に悩む人を支援するため、医療用ウィッグ（かつら）、胸部補整具などの購入費を助成する自治体も増えてきていますが、本町での助成の考えについてお聞きします。

次に、公共施設における男性用トイレへのサンタリーボックスの設置について質問します。

国立がん研究センターが平成30年にまとめた統計によると、前立腺がんと診断された男性は約9万2,000人、膀胱がんは1万7,500人に上ると発表されています。これらのがんにかかると、手術後、頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなるため、尿漏れパッドを着用する方が多くおられます。しかし、公共施設などの男性用トイレには、サンタリーボックスの設置が進んでいないため、パッドを捨てる場所がなく、外出先から自宅まで、ビニール袋などに入れて持ち帰らざるを得ないのが現状であります。

本町では令和5年度に新庁舎や山吹ふれあいセンター、道の駅的休憩所が順次建設されてまいります。他の自治体からも多くの方が来られ、施設を利用されると思われれます。また、ボックスの設置は、赤ちゃんのおむつ替えをするお父さんやLGBTなど性的少数者への配慮にもつながると思います。本町での設置状況と設置に対する今後の町の考えをお聞きいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のコロナ禍のがん検診、受診率向上の取組についてであります。一つ目の本町の令和2年度、令和3年度の各種がん検診率の現状につきましては、前立腺がん検診は、令和2年度が50.4%、令和3年度が40.2%、胃がん検診は、令和2年度が3.3%、令和3年度が4.0%、大腸がん検診は、令和2年度が19.2%、令和3年度が17.6%、肺がん検診は、令和2年度が6.4%、令和3年度が6.7%、乳がん検診は、令和2年度が8.0%、令和3年度が8.1%、子宮がん検診は、令和2年度が8.5%、令和3年度が7.2%となっており、コロナ禍以前の令和元年度と比較しま

すと、一部受診率が上回っている検診もありますが、全体的に低下傾向にあります。

二つ目のコロナ禍におけるがん検診の対応につきましては、本町では胃がん・肺がん検診の集団検診を毎年11月に実施しておりますが、個別検診も含め、中止や延期はしておりません。また、住民の皆さんが安心して集団検診を受けていただけるように、令和2年度からは全て予約制とし、保健センター等の検診会場において、密を避けるよう工夫して実施しております。

三つ目のがん検診率を高めるための新たな検診方法につきましては、従前から町内の医療機関には、自院で特定健診を受診された方に対して、大腸がん検診への受診勧奨をお願いしているところですが、昨年度に策定した第2次井手町健康増進計画において、かかりつけ医としての立場からがん検診の受診を勧めていただくことも計画に盛り込み、本年6月に開催した町内医療機関との連絡会議において協力要請を行う等、受診率向上に向けて、より一層連携を密にした対応を進めているところであります。

四つ目のがん検診の重要性の周知につきましては、毎年、各種検診のお知らせを全戸配布して住民の方に周知しておりますが、今年度はそれに加えて、がん検診の重要性を記載した第2次井手町健康増進計画概要版を6月に全戸配布し、受診の啓発を行ったところであります。引き続き、「広報いで」やホームページでも分かりやすく工夫した広報に努めてまいります。

五つ目のピロリ菌検査を無料がん検診の項目に加えるかどうか、六つ目の医療用ウィッグや胸部補整具などの購入費に対する助成につきましては、井手町では、町独自措置として、多くの方にがん検診を受診していただけるよう、現在実施しているがん検診については、全て無料で受けていただけるように制度化しているところであります。ピロリ菌検査等の実施や医療用ウィッグや胸部補整具などの購入費に対する助成については、今後も他の市町村における制度化の動向等について情報収集に努めてまいりたいと考えておりますが、まずは、がんの早期発見、早期治療のため、できるだけ多くの住民の皆さんにがん検診を受診していただけるよう、全力を挙げて取り組みたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 2点目の公共施設における男性用トイレへのサニタリー

ボックスの設置についてであります。役場庁舎においては、女性用及び男女兼用トイレの個室にはそれぞれサニタリーボックスを設置しており、男性用トイレについては、共用の手洗い場等にごみ箱を設置するなどしておりますが、個室にはサニタリーボックスは設置しておりません。また、役場庁舎以外の施設につきましても、ほぼ同様の状況であると認識しております。

今までのところ、男性用トイレへのサニタリーボックスの設置要望は伺っておりませんが、新庁舎及び新山吹ふれあいセンターが完成した際には、地域住民をはじめ、多くの方々の来場も考えられることから、先進的に実施されている自治体などの状況等を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

8番（岡田久雄） 要望になるんですけれども、今や、がんは治らない病気ではないと言われていています。それには何といたしまして早期発見、早期治療が大きな問題となってくると思いますので、今後も受診率向上のためにしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますし、今、受診率の確認をさせていただいたところ、10%も達していないがんの検診がたくさんありますので、ぜひともその向上に向けて取組をさらに強化していただきたいことをお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。11時20分まで。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、田中保美議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 田中保美議員。

3番（田中保美） 3番、田中保美です。

それでは、私の方から通告いたしました2点について質問させていただきます。

まず1点目であります。小中学校の「ジョイント・アップ推進事業」についてであります。

本町の教育要覧中、学校教育推進の重点を見ておりますと、重点目標1に、「質の高い学力を育むため、授業改善の推進、家庭学習習慣の確立などを通して学習意欲を高めるとともに、基礎、基本を定着させ学力の充実、向上を図る。また、基礎的、基本的な知識や技能を活用し、自ら課題を解決する力を育む取組を推進する。」とあります。そして、事業や取組の中には、「ジョイント・アップ推進事業」として、井手町授業方程式をベースにし、さらなる授業改善を推進すると明記されています。

しかし、このコロナ禍で、小中学校の交流、連携等が思うように推進できない状況の中、どのようにして「ジョイント・アップ推進事業」を進めてこられたのかをお尋ねいたします。

そこで、次のことについて質問します。

- ①「ジョイント・アップ推進事業」の主な取組はどのようなものか。
- ②今まで取り組まれてきた成果はどのようなものか。
- ③今後の小中学校の連携については、どのような取組を考えておられるのかです。

そして、2点目ではありますが、社会教育事業の生涯学習・文化・スポーツ活動についてであります。

同じく、社会教育推進の重点の重点目標11に、「生涯学習社会の実現に向けて、住民の多様な学習機会の提供や指導者の資質向上、身につけた知識などを生かせる場や機会の充実に努める。」とあり、また、重点目標12には、「井手町の文化・スポーツ活動のさらなる振興を図るとともに、関係団体と緊密に連携し、環境の整備に努める。」と明記されています。

しかし、コロナ禍にあっては、今後の進め方について懸念いたします。

そこで、次のことについて質問します。

- ①コロナ禍における生涯学習の講座や取組、文化・スポーツ活動の現状はどのようになっているか。

- ②生涯学習・文化・スポーツ活動を今後どのように進めていかれるのか。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 田中議員のご質問にお答えします。

1点目の小中学校の「ジョイント・アップ推進事業」についてであります。一つ目の「ジョイント・アップ推進事業」の主な取組につきましては、授業力と学力の一層の向上を目指して、小中学校合同の授業研究会や基礎学力の定着と学習習慣の確立を目指した個別支援、よりよい学習集団の育成と仲間づくりを推進する「児童会生徒会合同会議」に取り組んでおります。また、保育園の先生方とも連携している「保小中連携部会」では、まなびスタート調査を実施し、保育園での活動の充実を図るとともに、課題が見られる子どもに対して早期の支援を行っております。

二つ目のこれまで取り組んできた成果につきましては、教員の児童・生徒理解が深まるとともに指導方法改善への意欲が向上していること、小中学校の教員や児童・生徒の相互交流により、子どもたちが中学校生活へスムーズに移行できていること、そして、全ての生徒の希望進路実現を目指し、小中学校そして保育園が共同して取組を進めることができいております。また、「保小中連携部会」で取り組んでおりますまなびスタート調査や年長児への小学校体験授業、小学校教員による出前授業によって、保育園、小学校の取組の充実と保育園から小学校へのスムーズな接続ができております。

三つ目の今後の小中連携につきましては、これまでの取組を継続するとともに、本年度から、「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」を実施し、児童・生徒や学級集団を多面的に分析して、学力向上や、よりよい学習集団の育成に取り組んでおります。また、児童会生徒会を中心にしながら、非認知能力育成の取組にも力を入れていきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊社会教育課長。

社会教育課長(中坊玲子) 2点目の社会教育事業の生涯学習・文化・スポーツ活動についてであります。一つ目のコロナ禍における生涯学習の講座や取組、文化・スポーツ活動の現状はどのようになっているかにつきましては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ほとんどの事業が中止となりましたが、令和3年度には、「人権のつどい」を人数制限や参加要件を設ける等、感染対策を講じて実施することができました。また、多賀小学校で実施している「きらきらランド」についても、子どもたちの学校活動に支障が出ないよう配慮しながら、慎重に開催してまいりました。スポーツ活動については、中止することがほとんどでありましたが、ス

ポーツ推進委員によるラジオ体操動画、ワナゲ動画の配信により、コロナ禍における健康保持・増進のため、家庭や身近なところでできる運動の啓発を実施することができたと思っております。

中止をする判断が必要であるか、どのようにすれば開催できるか、今できることは何か等について、協議を重ねながら進めているところであります。また、中止となった事業については、事業再開に向け、改善すべき点や工夫すべき点等を洗い出し、次につなげていきたいと考えております。

二つ目の生涯学習・文化・スポーツ活動を今後どのように進めていくかにつきましては、住民の方々に安心してご参加いただけるよう、感染対策を徹底した安全な事業の開催を目指すとともに、停滞したことによる事業への参加意欲を高めるため、住民のニーズを把握し、誰もが参加したくなるような事業を展開してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 田中保美議員。

3番（田中保美） 今、質問に対する回答をお聞きして、一つ目の「ジョイント・アップ推進事業」については、これまでの成果を生かしてもらって、児童・生徒の学力の充実、向上をさらに目指して行ってください。大いに期待しております。

二つ目の社会教育事業については、安心・安全なコロナ対策を取っていただき、生涯学習・文化・スポーツ活動をさらに発展させて行ってください。よろしく申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

議長（西島寛道） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲） 5番、脇本尚憲です。

通告に基づきまして、私の方から大きく2点質問させていただきます。

1、本町における橋の現状と管理体制。

高度成長期から約半世紀、その頃に建設されたインフラの数々が今まさに過渡期を迎えています。インフラの耐用年数は一般的におよそ50年とされていることから、高度成長期に建設された多くのインフラは既に耐用年数を

超えて、補修や建て替えが必要な時期に入っていると云えます。

全国にある約72万橋のうち7割以上となる約51万橋が市町村道にあり、建設後50年を経過した橋梁の割合は、10年後には52%に増加すると云われています。また、住民等が河川に無許可で橋を設置するなど、管理者が分からない橋、いわゆる「勝手橋（所在不明橋）」について、全国規模のアンケートでは、少なくとも27府県で、9,000か所以上であることが判明しました。滋賀県では、「勝手橋」を自転車で通行した際に溝に車輪がはまる事故が発生し、県に対し民事調停を申し立てる事態も発生しました。後に調停は取下げとなりましたが、管理者が不明の場合、その橋を通行して事故が発生した場合、責任の所在が曖昧になりかねません。

町内には大小様々な橋があり、日常生活を行う上で不可欠なものとなっていますが、住民の方々が橋を通行する際に、橋の耐用年数や管理者まで考えて利用している人は少ないと思われまます。限られた予算の中で、全ての橋について定期的に修繕することは困難だと思ひますが、現状を把握することで、重大な事故の可能性を低減することはできると思ひます。

そこで質問します。

①現在、本町が管理している橋は何橋あり、それぞれ建設年数や耐用年数の把握はできているのか。

②本町の橋梁保全業務について、その具体的な内容は。

③本町における「勝手橋」の把握と、その対応は。

大きく2番、脱炭素社会の実現に向けての取組。

ゲリラ豪雨や猛暑など気象災害の原因と考えられている地球温暖化は、毎年社会問題になっています。地球温暖化の主な要因は、私たちの活動によって排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であるとされています。このまま地球温暖化が進むと、台風や洪水などの異常気象や災害だけでなく、都市の水没、水不足、食料危機、熱帯性の感染症の増加など、新たに様々な問題が発生すると懸念されています。

近年、環境問題のキーワードとして、「カーボンニュートラル」という言葉が使われるようになりました。温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて合計を実質ゼロにすることを「カーボンニュートラル」といい、具体的には、火力発電などで作られる電気などのエネルギーの消費量を減らし、太陽光などの再生可能エネルギーに切り替え、森林整

備や緑地化により温室効果ガスの吸収量を増やすことが求められています。

今、様々な自治体で「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、脱炭素社会の実現に向けての取組が始まっています。本町でも、来年春に新庁舎の完成と移転を控えています。ゼロカーボン政策の推進に対する過去の一般質問でも、新庁舎に取り入れる温暖化対策については、自然通風、自然換気を積極的に活用し、自然光の取り入れ、屋上の太陽光発電装置の設置など、環境に配慮すると答弁がありました。

しかし、「カーボンニュートラル」の実現のためには、住民一人一人のライフスタイルも大きく変える必要があると思います。

そこで質問します。

①住民の方々にエネルギー節約・転換を促すような、町としての現在の取組、支援策は。

②また、町として、新たな取組、支援策の考えは。

③「2050年カーボンニュートラル宣言」に対する本町の考えは。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 脇本議員のご質問にお答えします。

1点目の本町における橋の現状と管理体制についてであります。一つ目の現在本町が管理している橋の数等の把握及び二つ目の本町の橋梁保全業務の内容につきましては、現在、町が管理している橋は全部で80橋あり、そのうち今年度に建設後50年を経過する橋は27橋ありますが、平成25年度に策定した井手町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成26年度から順次5年ごとに専門家による点検を実施してきており、架け替えが必要と判断された橋梁はございません。また、これまで、点検結果に基づいて必要な補修を実施するとともに、予防的な補修を積極的に実施することにより橋梁の長寿命化を図っているところであり、橋梁の耐用年数は一律に定めておりません。

三つ目の「勝手橋」の把握とその対応につきましては、今年度、国において都道府県及び政令市に対し、それぞれが管理する河川を対象に調査を依頼したところ、9,697か所の管理者不明の橋があったと聞いております。

井手町が管理する河川につきましては、数量は把握しておりませんが、古くから住宅や事業所等への乗り入れのために個人的に設置されている橋があることは認識しており、本町としましては、これまでから橋の架け替えや新たに設置される機会を捉え、設置者に占用手続等の指導を行ってきたところであり、引き続き適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 2点目の脱炭素社会の実現に向けての取組についてであります。一つ目のエネルギー節約や転換を促すような、町としての現在の取組、支援策につきましては、住宅におけるエネルギー自立化を図ることを目的とした太陽光発電システム設備と蓄電池を同時設置した世帯への費用の一部助成や、森林環境の保全、再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的とした井手町薪ストーブ等設置費補助などの支援策を行うとともに、庁舎や小中学校等の公共施設における太陽光発電設備の設置やLED照明の導入、街灯のLED化、公用車にハイブリッド車の導入等に取り組んでいるところであります。また、京都府が推進される太陽光発電システムの共同購入を行う「みんなのおうちに太陽光」事業や、初期費用ゼロ円で太陽光発電システムを導入する事業者とマッチングさせるプラットフォーム等について、広報周知を行い協力しているところであります。

二つ目及び三つ目の町としての新たな取組、支援策、「2050年カーボンニュートラル宣言」に対する町の考えにつきましては、現在取り組んでいる事業を継続的に進めるとともに、サントリーホールディングス株式会社、ワタキューセイモア株式会社、オムロン株式会社京阪奈イノベーションセンタの3社とのモデルフォレスト協定に基づき取り組んでいる間伐等森林整備を進めながら、今後は森林環境譲与税を活用した民有林の整備等を行うなど、CO₂吸収源対策のさらなる拡充にも取り組んでまいりたいと考えております。

本町といたしましては、「カーボンニュートラル」の実現に向け、近隣市町村での取組状況をはじめ、国や京都府の動きを把握しながら、さらなる取組について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5 番（脇本尚憲） 私の方からは再質問ではなく、2 点目の脱炭素社会の要望としてお伝えしたいと思います。

地球温暖化、脱炭素社会、「カーボンニュートラル」の問題については、自治体だけで解消される問題ではなく、全国規模、世界規模で取り組んでいかなければならない問題と思われがちです。しかし、「2050年カーボンニュートラル宣言」は、今から約30年後の未来について継続した取組であり、本町でも様々な喫緊の課題がある中、イメージがつきにくい問題であるかもしれません。しかし、今の子どもたちに30年後の本町を託すためには、今から取り組んでいかなければならない問題でもあると思います。

再生可能エネルギーの対応や蓄電の設備が整備されれば、自然災害など有事の際でも地域で電力が供給でき、防災力の向上にもつながると思います。ぜひ本町としても積極的に取り組んでいただければと思って、今回の質問を終わります。

議長（西島寛道） 次に、谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

6 番（谷田利一） 6 番、谷田利一です。

私からは通告書に基づき、1 点質問いたします。

中学校における部活動の「地域移行」についてお伺いいたします。

中学校の部活動は、これまで生徒のスポーツや文化芸術等に親しむ機会を確保するとともに、責任感や連帯感、自主性の育成に重要な役割を担ってきました。しかし、近年では、深刻な少子化の進行により、生徒数そのものが減少し、教師にとっては、休日も含めた部活動の指導や大会への引率などが大きな負担となるなど、持続可能性という面で、その厳しさを増しているのが現状です。平成29年には、教員の働き方改革の一環として部活動指導員が制度化されましたが、教育現場での導入はあまり進んでいないように見受けられます。

そのような中、令和4年6月にスポーツ庁の有識者会議で、公立中学校における休日の運動部活動の指導を地域や民間事業者に委ねる「地域移行」を令和5年度から令和7年度末までの3年間をめどに実現すべきとの提言が出されました。具体的には、休日の運動部活動から段階的に着手し、問題点を

検証した上で平日での移行を視野に入れるとのことで、会議の中では、少子化や教員の働き方改革を背景に、部活動改革について幅広く議論され、「スポーツを通じた生徒の健全育成や教職員の働き方改革の観点は重要であり、学校の実情に応じて運動部活動の改善に取り組むことを望みたい。」と、今後の方向性について示されています。

また、8月の文化庁の有識者会議でも、公立中学校における文化部活動の休日の指導を地域団体に委ねるべきとの提言をまとめ、運動部活動の改革と足並みをそろえるとしており、文化庁では、自治体における指導者確保や会費補助の後押しをするため、来年度予算の概算要求に関連経費を盛り込むとしています。

なお、スポーツ庁が「公立中学校の休日の部活指導を『民間業者』に委ねる提言案」を示したことに対して、事前調査で「中学校のときに部活動をしていた」と回答した全国の男女1,200人を対象に実施した民間会社のアンケートでは、76.2%の人が「教師の負担が減る」などの理由で「賛成（どちらかというとな賛成を含む）」と回答しています。一方で、「反対（どちらかというとな反対も含む）」の理由としては、「責任の所在が曖昧」や「けがなどのトラブル時に学校関係者との密な連絡ができるのか不安」などといった意見が挙げられています。

現在、全国で様々なモデル事業がスタートしていますが、「地域移行」を進めるに当たっては、指導者や運営団体の確保など受皿の整備、活動費の費用負担や財政支援の在り方、教員が確実に休める体制の確保など、様々な課題に取り組む必要があると考えます。

そこで、次のことをお伺いいたします。

①今後、部活動を外部指導者に委ねるべきとの考え方と方向性について、町としてどのようにお考えか。

②本町の中学校には、運動部、文化部はどういった部がそれぞれ幾つあり、その部活動には全校生徒のうち何人、何%の生徒が所属しているのか。

③各部の平日、休日の活動や活動休部日の状況はどのようになっているのか。

④現在、運動部、文化部で外部指導者に委ねている部はあるのか。

⑤今後、外部指導者に委ねる予定がある部はあるのか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 谷田利一議員のご質問にお答えします。

1点目の中学校における部活動の「地域移行」についてであります。一つ目の今後、部活動を外部指導者に委ねるべきとの考え方と方向性につきましては、教職員の働き方改革と部活動改革は必要であると考えますが、まずは井手町における中学校の部活動の現状と生徒、保護者の思いや教職員の意向を把握するとともに、これまで部活動が担ってきた役割が損なわれないよう、国や府の動向を参考に、子どもたちのことを中心に進めていきたいと考えております。

二つ目の本町の中学校の運動部、文化部につきましては、運動部はサッカー、野球、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子ソフトテニス、女子バレーボール、バドミントンの七つの部、文化部は文化の一つの部があります。生徒の所属につきましては、令和4年5月1日現在、運動部は122人、89.1%、文化部は11人、8.0%となっております。

三つ目の各部の平日、休日の活動や活動休部日の状況につきましては、部活動指導指針に基づき、原則として、1日の活動時間は長くとも平日で2時間程度、土曜日、日曜日及び祝日、長期休業中は3時間程度の活動とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的、効果的に活動をしております。また、休養日は、平日は毎週水曜日、土曜日及び日曜日は1日以上となっております。

四つ目の現在外部指導者に委ねている部につきましては、外部指導者に委ねている部はありませんが、バドミントン部と男子バスケットボール部に、学校の指導方針を理解して顧問を支援していただいている外部指導者がおります。

五つ目の今後、外部指導者に委ねる予定がある部につきましては、部活動はあくまでも学校教育の一環であることから、外部指導者に活動の全てを委ねるのではなく、学校の指導方針を理解して支援していただける方がおられれば、外部指導者として協力していただく予定であります。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

6番（谷田利一） 部活動について、文化クラブについての質問をいたします。

文化クラブの中で、京都国体の際に、吹奏楽部の楽器を高い費用をかけて整備されたと記憶しております。その後、部活動や学校行事で活用はされているのでしょうか。また、現在どのような状態で保管されており、使用できる状態であるのかどうかお伺いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 京都国体の際に整備したものとして、ティンパニを4台、大太鼓1台、トランペット1本、シンバルを2ペア整備しております。京都国体終了後も吹奏楽部や学校行事等で活用してはりましたが、現在は使用しておりません。整備した楽器につきましては、シンバル2ペアは廃棄しておりますが、他の楽器は使用可能な状態で音楽室にて保存しております。

以上でございます。

議長（西島寛道） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽でございます。

通告に基づきまして、一般質問いたします。

1点目の新庁舎建設後の防災訓練についてであります。

近年、全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しております。9月1日は大正12年に起きた関東大震災に由来する「防災の日」となっており、この日を含む防災週間は、防災意識を高めたり普及させたりするために、全国各地で防災訓練や啓発活動などの様々な行事が実施されております。

本町では、令和5年5月の移転をめぐり、現在、新庁舎や新山吹ふれあいセンターの建設が進められておりますが、現庁舎が洪水浸水想定区域内に位置していることから、防災の拠点機能を強化した新庁舎建設は喫緊の課題となっております。

新庁舎整備の基本理念には、「住民の安全・安心な暮らしを支え、井手町らしいにぎわいあふれる庁舎」とあり、柱となる四つの基本方針のうち、安全

性の項目には、「高い防災拠点機能を備えた安全・安心な庁舎」を目指すとあります。新庁舎の配置計画を見ておりますと、新庁舎の2階には、「防災拠点ゾーン」と位置づけられ、迅速な情報共有、災害対策を図るために災害対策本部や町長室等が集約された構造となっております。また、新庁舎の中央に位置する「賑わい広場＝(ドマ)」は、「災害時の防災拠点となる」、「災害時は駐車場から直接車両の進入が可能なしつらえとし、避難場所や災害時の物資搬入・仕分も容易な防災広場として機能する」といった記載もあります。

これまでから、町の防災訓練は、南海トラフ地震や大雨洪水警報の発生等を想定し、地元各区や消防団等とも連携しながら、小学校を会場に避難訓練や各種現地訓練が行われてきましたが、ここ数年はコロナ禍で中止されております。

そこで、次の事項についてお尋ねいたします。

①本年度の防災訓練の開催予定は。

②新庁舎等の施設には、どのような防災上の機能が備わっているのか。

③新庁舎等の施設を活用した防災訓練は検討しているのか。

④新庁舎では、防災上の啓発のため、現在のようにサイレンを鳴らすのかお尋ねいたします。

次に、大きな2番目としまして、井手地区共同墓地の舗装についてであります。

「井手町共同墓地の設置及び管理に関する条例」の中には、「町長は良好な維持管理に努めるとともに、その設置目的を達成するために効率的な運用を図らなければならない。」とあり、草刈り等の時期になると、町職員や業者等によって、いつもきれいに管理していただいております、大変ありがたく思っております。

しかしながら、タイミングの問題だと思われませんが、通れないほどの雑草が生え、四十九日のお墓参りにも行けなかったという話もお聞きしました。墓道は幾通りもあり、全てきれいに管理されておりますが、1か所だけ、川沿いを通る新墓のコースが、いつも通れないほどの雑草が生えるそうです。この際、コンクリート舗装でもすれば10年は安心だと思いますが、いかがでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新庁舎建設後の防災訓練についてであります。一つ目の本年度の防災訓練の開催予定につきましては、令和2年度、令和3年度はコロナ禍であることから中止してきたところであり、現時点においても、コロナ禍の終息が見えないことから、本年度の防災訓練についても中止せざるを得ないのではないかと考えております。

二つ目の新庁舎等の施設には、どのような防災上の機能が備わっているのかにつきましては、災害時においても役場機能を維持するための自家発電による電力供給、静震ダンパーや床免震装置、キャビネット等の転倒防止対策をするとともに、さらなる防災機能の強化を図るための災害対策室や防災広場、マンホールトイレなどを整備する予定としております。

三つ目の新庁舎等の施設を活用した防災訓練は検討しているのかにつきましては、これら新庁舎等の施設を活用した防災訓練が必要と考えておりました。新庁舎の完成に合わせて検討してまいりたいと考えております。

四つ目の新庁舎では防災上の啓発のため現在のようにサイレンを鳴らすのかにつきましては、今年度実施しております災害時情報伝達手段整備の設計委託の中で、十分検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目の井手地区共同墓地の舗装についてであります。墓地の管理につきましては、従前から彼岸、盆、年末年始のお墓参りに多く来られる時期の前に定期的な除草作業等の維持管理を行っており、その他点検や要望に合わせ、随時、必要なタイミングで維持管理の作業を行っているところであります。墓地内の整備につきましては、これまで、山側中腹への水くみ場の整備や新たな通路の設置、さらには、それらの整備に合わせた通路舗装等を行ってきたところであります。

議員ご指摘の滝谷川沿いの通路につきましては、幅員が狭く、河川との高低差があり、利用者の安全性の確保が懸念されることから、他の通路を含めた利用状況も調査した上で、その対応について検討してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。1時半から再開します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時28分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

4番（奥田俊夫） 4番、奥田俊夫です。

私の方から、事前通告に従いまして、大きく二つの点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目、公園の維持管理について。

公園の掃除が住民の負担となっています。遊具は町で維持管理をいただいておりますが、草刈りや掃除は各地区に任されている状態です。各地区によって草刈りや掃除等に対する取組方法に違いがあるとは思いますが、ご承知のとおり、近年、どの地区においても高齢者世帯の占める割合が多くなっています。各地区・隣組で公園の掃除を持ち回りで担当すること自体は、地域コミュニティの活性化のためにも大変よいことであると思います。しかし、近年の異常気象によって、夏の気温が年々高くなっていることもあり、高齢化が進む本町において、公園の掃除自体が住民にとっての大きな負担になっているのが現状です。

そこで、二つの観点から、次のとおり質問いたします。

①現在、本町には地区ごとに幾つの公園がありますか。

②公園の掃除を行う住民の負担を軽減する一つの方法として、専門業者やシルバー人材センターなどに外部委託することが考えられますが、本町において外部委託を行う予定はありますか。せめて、毎年気温が高くなる6月から9月の4か月の期間だけでも公園の掃除を外部委託することはできないのでしょうか。町の考えをお聞かせください。

③近隣市町村の取組例について、町が把握されている範囲でお聞かせください。

④地区によっては芝生を植えている公園もあります。芝生も刈り込み等が必要ではありますが、整備には機械を使用して行うこともできると思います。

その方が現状の草刈りよりは掃除の労力も軽減されるのではないかと思います。今後、町内で芝張りを希望される全ての公園に対して、町負担で対応していただいているかどうかと思いますが、町の考えをお聞かせください。

大きく2点目です。地域創生のための空き家の利活用について。

少子高齢化により、空き家問題が深刻になってきています。日本の空き家の数は2018年時点で約846万戸に達しており、住宅総数に占める空き家の割合は13.6%となっています。この数字は実に七、八軒に1軒が空き家という状態を示しています。さらに、核家族化や少子高齢化による高齢者の独り暮らしが増えてきていることから、過疎地域を中心に空き家の数は今後もどんどん増え、2033年には3軒に1軒が空き家になる可能性があると言われていています。

人の手が行き届かなくなり長期間放置された空き家は様々な問題を生み出しており、雑草や木の隣家への侵入、害虫の発生、ごみの不法投棄をはじめ、ひいては犯罪の温床になる可能性や治安の悪化を招くことにもなりかねません。また、家屋の老朽化は付近の景観を損ねたり、家屋倒壊の危険があるばかりか、木造住宅の場合、放火の対象になることも考えられます。人が住んでいないがゆえに、誰でも建物に近寄りやすいため、いざ火元となれば隣接する家屋にも大きな被害が出ることは言うまでもありません。

そこで質問です。

①本町における「空き家バンク」の詳細については、町ホームページ内に空き家や空き地の登録情報が公開されていますが、現時点で「空き家バンク」に登録されず放置されている空き家の件数をお聞かせください。

②現在、本町においては、「空き家残存家財等撤去支援」として残存家財の撤去、ハウスクリーニング、空き家を利活用するための最低限の修繕費用が最大50万円まで補助される制度がありますが、これまでの利用実績についてお聞かせください。

また、そのほかに、本町に移住する人に向けた施策について、今後何か実施される予定があればお聞かせください。

③これまでに移住定住に関する問合せは何件あり、実際にこれまで移住してきた人の数は何人ですか、お聞かせください。

よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 奥田議員のご質問にお答えします。

1点目の公園の維持管理についてであります。一つ目の地区ごとの公園の数につきましては、都市公園については、おおむね各区に1か所設置しておりますが、その他、児童遊園、簡易児童遊園、開発公園、緑地などを含めると区ごとの公園数は様々であり、最も多い南区では都市公園1か所、児童遊園1か所、緑地5か所の合計7か所となっております。

二つ目の公園掃除の外部委託につきましては、町外からの利用も見込まれる玉川さくら公園や谷川ホテル公園などについては、町直営または外部委託し維持管理しております。また、地元区民がよく利用される公園についても、樹木の伐採等の大規模なものについては、必要に応じて町が外部委託し対応しているところであります。日常の維持管理につきましては、これまで同様、地元区にお願いしたいと考えております。

三つ目の近隣市町村の取組例につきましては、本町と同様に地元区に日常の維持管理をお願いされている自治体や、地元自治会やシルバー人材センターなどに年2回程度の除草を外部委託されている自治体などがあると認識しております。

四つ目の公園における芝の管理につきましては、さきにお答えしましたとおり、地元区民がよく利用される公園の日常の維持管理は、これまで同様、地元区にお願いしたいと考えており、議員ご指摘の町管理を前提とした芝張りについては、難しいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 2点目の地域創生のための空き家の利活用についてであります。一つ目の空き家バンクに登録されていない空き家の件数につきましては、今現在、本町で把握している件数は157件となっております。

二つ目の「空き家残存家財等撤去支援」の利用実績につきましては、「空き家バンク」の登録促進のため、井手町独自の制度として開始し、事業実施年度の平成28年度から令和3年度までの累計で35件の利用実績があり、今年度も既に4件の「空き家バンク」の契約のうち3件をこの制度で支援しているところであります。

今後の移住する人に向けた施策については、都市部に程近い本町の利点を生かし、移住希望者の受皿づくりや魅力ある環境づくりが移住対策の重要な柱と考えており、引き続き空き家の所有者等の実態調査を進め、残置物があっても「空き家バンク」に登録していただき、利用できる空き家を増やす対策を進めるとともに、国道24号城陽井手木津川バイパス整備周辺の住宅地の新たな開発やJR奈良線複線化の促進、道の駅や商業施設の整備など、生活の利便性の向上等を図り、本町の魅力をさらに発信してまいりたいと考えております。

三つ目の移住定住に関する問合せ件数と移住してきた人数についてですが、問合せ件数については、庁舎のおおのの窓口に来られたり電話で問合せがあったり様々であり、把握はできておりません。

移住してきた人の数につきましては、定義が定まらないところであり、本町に移住された転入者の数は人口動態として把握できているところですが、空き家バンク制度の活用により住まれた方の人数につきましては、平成28年度事業開始からの累計で83名、うち町外からの移住者は52名となっております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

4番（奥田俊夫） 再質問ではありませんが、公園の掃除や空き家問題につきまして、早急に何か対策を講じる必要があると考えます。前向きに取り組んでいただきますよう要望いたしまして、終わらせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 鎌田隆宏議員。

1番（鎌田隆宏） 1番、鎌田隆宏です。

事前の通告に基づき、大きく2点質問をします。

一つ、新庁舎周辺の歩道整備について。

将来整備される国道24号城陽井手木津川バイパスの沿線では、来年3月の新庁舎完成に向けて、現在刻々と工事が進められていますが、それに併せて、付近の「府道東井手線」でも、新庁舎や国道24号へのアクセス性をより向上させるために整備が行われています。「府道東井手線」は、沿線住

民の生活交通を担う重要な路線であるとともに、生徒の通学路でもあり、いろいろな時間帯に住民が散歩やランニングをしたり、休日には町外から幅広い年代の方がサイクリングを楽しまれに訪れられたりと、多くの方々の沿道利用が見受けられます。また、たまに付近の茂みから動物が飛び出す姿も目にします。

今後、新庁舎や山吹ふれあいセンターに加え、新しい国道バイパスの開通や「道の駅」的休憩施設ができれば、町自体の利便性がより向上し、まちのにぎわいの創出が大変期待される一方で、アクセス性が向上することにより、自動車等の「交通量」も増えることが予想されることから、新庁舎周辺の歩道について、安全面での対策が必要ではないかと考えます。

そこで、次のことについてお聞きします。

①現在整備が行われている「府道東井手線」の歩道について、限られた道路幅員の中で、今後、歩行者等の安全性を確保するために、何か対策は取られるのか。

②歩道の中に自転車専用のレーン等をつくる予定はあるのか。

③「交通量」が見込まれる国道バイパス沿線では、動物等の飛び出しに対し、何か対策は取られるのか。

大きく2点目です。消費税「インボイス制度」について。

消費税「インボイス制度」が2023年10月から開始される予定となっています。消費税は、事業者が消費者などから預かった消費税から事業者が仕入れ等に支払った消費税を差し引き納付しますが、「インボイス制度」では、「インボイス適格請求書」と言われる取引の内容や消費税額などの記載要件が書かれた請求書を保存することで、仕入税額控除が受けられます。事業者が「インボイス」を発行するには「適格請求書発行事業者」としての事前登録が必要ですが、課税売上高が1,000万円以下の免税事業者は「インボイス」を発行できず、中小企業や個人事業主などの小規模事業者が免税事業者に当たります。免税事業者からの仕入れや物品購入では、買手側は仕入税額控除を受けることができないため、免税事業者との取引を控えることも考えられます。

なお、課税売上げが1,000万円以下の事業者であっても、選択すれば課税事業者になれますが、小規模事業者は消費者に消費税を転嫁することは難しい場合も多く、事業者自身が消費税負担をかぶる場合も考えられます。

全ての事業者において、実務の負担に加え、システム変更などのコストの負担が増えないか懸念いたします。ちなみに、「インボイス制度」には幾つかの例外があり、農業関係では「卸売市場特例」・「農協特例」・「媒介者特例」などが該当します。

そこで、次のことについてお聞きします。

①今後、道の駅的休憩施設に持ち込まれる農産物や加工品などもそれらの特例が受けられるのか。

②免税事業者であっても、課税事業者にならないと取引中止にされることもあると聞くが、例えば町役場としての取扱いはどのようになるのでしょうか。お伺いします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 鎌田議員のご質問にお答えします。

1点目の新庁舎周辺の歩道整備についてであります。一つ目の「府道東井手線」の歩道の安全対策につきましては、新庁舎や将来の道の駅などに隣接し、町のメインとなる道路であり、歩行者の増加も予測されることから、これまでに町として京都府に両側歩道の整備を要望し、現在、京都府において新庁舎建設と連携し整備を進めていただいております。さらに、歩道整備と併せて無電柱化や夜間照明、転落防止柵の設置などを実施していただくこととなっております。

二つ目の歩道中の自転車専用レーンの設置につきましては、京都府に確認したところ、自動車等の交通量から歩道の幅員が決められており、歩道内には自転車専用レーン等を設置する予定はないと伺っております。

三つ目の国道バイパス沿線の動物等の飛び出し対策につきましては、事業を実施している国に確認したところ、動物等が飛び出すおそれがある箇所において、ドライバーに対して注意を促すための警戒標識を設置する予定であると伺っております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 2点目の消費税「インボイス制度」についてであります。一つ目の「道の駅」的休憩施設における特例の適用につきましては、販

売する農作物や加工品等が委託販売なのか買取り・仕入れ販売なのか等の販売形式や、出荷される農家が消費税の免税事業者か課税事業者かによって、「インボイス制度」の特例を受けられるかが変わってくるものと考えております。また、地域振興交流拠点施設において購入者に「インボイス」の発行を求められる例は、購入者が一般消費者ではなく、地域振興交流拠点施設から仕入れ販売する業者の場合などであり、多くはないものと想定しているところであります。

いずれにいたしましても、消費税法改正による制度の運用であることから、今後、国の税務署に確認しながら、指定管理候補者である井手町商工会地域振興交流拠点施設開業準備委員会において検討、決定されていくものと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） 二つ目の免税事業者及び課税事業者との町役場としての取扱いにつきましては、一般会計については、消費税法の規定により納税申告の義務はないことから、取引業者が免税事業者もしくは課税事業者であるか否かに関わりなく、これまでと同様に取り扱いしていくものと考えております。

なお、上下水道会計については、現在消費税を納付していることから、地元業者の育成も配慮しつつ、経営についても考えていかなければならないことから、仕入れ状況等を精査しながら、十分に検討していく必要があると考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 鎌田隆宏議員。

1番（鎌田隆宏） 再質問ではありませんが、要望としてですけれども、現在の府道の歩道についてですが、田舎道なので、皆、自転車でゆっくりそれぞれ走られるんですけども、道の真ん中まで走ったりするので、ある程度のラインを決めていただくというのも一つの方法ではないかと思えます。

以上です。

議長（西島寛道） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第5、議案第36号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第36号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、ご説明申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、昨年6月に公布された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が施行されたことに伴い、10月1日から適用することとなる関係条例について、所要の改正を行うものであります。

それでは、4ページをご覧ください。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数1009、第2条、育児休業をすることができない職員の規定でありまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、以下、育児・介護休業法と申し上げますが、当該法律の一部改正に伴い、関係条文を整備するものであります。

続きまして、6ページをご覧ください。例規ページ数1010、第2条の3、育児休業法第2条第1項の条例で定める日の規定、及び8ページをご覧ください。例規ページ数1011、第2条の4、育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める場合の規定でありまして、同じく育児・介護休業法の一部改正に伴い、関係条文を整備するものであります。

9ページをご覧ください。上から二つ目の箱、例規ページ数1011、第2条の5、再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間の規定でありまして、育児・介護休業法の一部改正に伴い、削除する条文の整備であります。

続きまして、その下、1011、第3条、再度の育児休業をすることがで

きる特別の事情の規定でありまして、同じく育児・介護休業法の一部改正に伴い、関係条文を整備するものであります。

10ページをご覧ください。新規条文でありますので、ページはございませんが上から二つ目の箱、第3条の2、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間の規定でありまして、育児・介護休業法の一部改正に伴う新たに条文を追加する整備でございます。

その下、1011の3、第10条、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情の規定でありまして、育児・介護休業法の一部改正に伴い、関係条文を整備するものであります。

11ページをご覧ください。1011の5、第18条、部分休業の承認の規定でありまして、字句の整備であります。

では、3ページをご覧ください。附則でございます。

第1項、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和4年10月1日から施行する。

第2項、経過措置の規定でございます。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　育児休業の法律が国で変わったということで、そのときの国会審議でも、育児休業をもっと取得しやすいようにする、特に男性が取得しやすいようにするという趣旨が説明されたと思うんですけども、この条例で、今まではこうだったけれども、今回10月からこういうふうに変わりますという取得の仕方について、ご説明をお願いします。

さらに、会計年度任用職員のような臨時的な雇用の有期雇用の方についても、どういう変更があるのかをお願いします。

さらに、育児休業を取れますよと言われても取らない理由として、特に男性の方が挙げられる理由としては、自分が育児休業を取っても代替の職員の措置がされない。そうすると、周りの方に、あなたが休むことで私たちが忙

しくなるという影響を与えてしまっていて取りにくいということが例として挙げられているわけですけれども、本町では、育児休業を職員が取得する場合、人員配置の代替をどのように配置されているのか。何か月以上の場合配置するなど、どういう決まりになっているのかをお願いします。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず、今現在、育児休業の関係と、今回10月1日から新たにどう変わるのかということですが、まず正職員につきましては、子の3歳の誕生日の前日までに、今現在は1回の育児休業を取れるということですが、この10月1日からは原則2回まで分割して取得ができることとなるというところがございます。

それと、今申し上げました育児休業とは別に、先ほどもおっしゃられましたけど、男性の職員の育児休業といいますか、「産後パパ育休」という言葉でよく言われますけれども、子どもが出生した日から57日以内、産後8週ですけれども、それ以内に休むという育児休業でございまして、それを2回取得可能だということで制度が改正されるところでございます。それが正職員の大きなところでございます。

続きまして、非常勤の関係でございまして、非常勤につきましては、同じく、原則1歳の子の誕生日までということはありませんけれども、今まで1回の育児休業取得であったんですけれども、今回から原則2回取得が可能でございまして。こちらにつきましても、正職員と同じく取得の回数の制限の緩和ということで、正職員と同じパターンでございまして。

あと、先ほども申しましたけれども、非常勤の職員に対しても「産後パパ育休」がございまして、こちらについても正職員と同じように、子どもが出生した日から57日以内にとる育児休業として2回取得することが可能でございまして。

あと、非常勤の場合は取得要件として、子どもが出生された日から57日目よりも6か月を経過する日までに任期が満了するということが明らかでない場合には取れる、ややこしいんですけれども、おおむね8か月ぐらいの在職があれば取れるということになります。これは非常勤の職員向け、変わるところでございます。

あと、2回取れるということでございますので、正職員も非常勤も、再度

取る場合には育児休業等計画書を出すことになっておるんですけれども、それがなくなるということでございます。

以上が主な、大きな10月1日からの改正となります。

あと、育児休業をした場合の代替職員の関係でございますけれども、今のところ、長く育児休業を取るという職員もおります。あまり短い者はおりませんので、業務の状況も確認はしながらですけれども、現在のところ、会計年度任用職員で代替職員を採用して、業務に支障がないように進めているというところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

8番（岡田久雄） 2回取れるということなんですけれども、最大何日ぐらい取れるのでしょうか。また、今までに男性の職員で育児休暇を取られた方はおられるのか、その点をお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 先ほどの件ですけれども、前もご質問ありましたけれども、男性職員で育児休業を取った者については、今現在1人おります。期間につきましては、正職員の場合でしたら3歳まで取れるということでございますので、もし配偶者がおられましたら、もちろん配偶者が終わられてから取るということも可能ですし、また配偶者が取られて、自分は仕事に復帰して、もう一回取るということが2回可能になるということでございます。ですから、長さは、正職員の場合は3年までが取れる期間ということになります。

会計年度任用職員、非常勤の場合は、いろいろな事情がございますけれども、最長2歳まで、もちろん契約の期間もありますけれども、子どもが2歳になるまでは、事情があれば、それぞれの事情で取っていただけるということでご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 特定事業主行動計画でもって女性の職員の割合や管理職の割合など公表されていて、その中で育休の取得率なんかも公表されていると思うんですけども、特定事業主計画の期間が終了していて、次、次世代育成のための特定事業主行動計画というのに変わっていているはずなんですけども、井手町のホームページを検索しても、それは出てこないんです。それもやはり公表しないといけないんじゃないか。令和3年度からの新たな行動計画なんかをつくっているのかどうか。

それと、先ほどありました、職員を会計年度任用職員でもって補充するという事なんですけれども、今回のように2回に分けて育休を取ることが可能になれば、最初1回はここまで短期で、次、配偶者と交代して、また改めて配偶者の仕事の関係で、次また自分がもう一度育休を取るなど、そういうことができるようになるわけですよ。それは家庭の事情によって取りやすくなると言えるのかもしれませんが、そうなったら、職場の方としては、職員を補充する計画が非常に立てにくくなるわけです。今まではそんな短期で取る職員はいなかったから、大体何か月以上ということは決めていないみたいに言われたんですけども、それはきちっと内規なり何なり定めないと、法律で定められていなくても、補充がないのに休め休めと言われてもというのは非常に不安ですから、復帰のときにも差し障りますし、だから、育休を取ってもらえと国は言っているわけですから、あなたが休んでも必ずこういう代替措置はできますよ、短期であってもできますよということをちゃんと言ってあげないと取りにくいと思うんです。

男性の場合は本当に短期で取っておられる人しか、日本の統計上は少ないわけです。井手町役場はそういう短期取得の人はいないかもしれないけど、今度から「産後パパ育休」を取ってもらおうと思ったら、奥さんの産休が明けまでの話ですから、そんな長い時間じゃないわけでしょう。8週間のうちということでしょう。そしたら、休みたいけど、4週間だけ休んだら代替職員は入るんだろうかと思ったら、分からないと言われたら、休めないじゃないですか。それはやっぱりきちっと代替職員を補充するということを言わないと駄目なんじゃないですか。そこのところは、国は何と言っているんですか。どうなっているんでしょう。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず、特定事業主行動計画の関係ですけれども、5年刻みで、たしかここまで2回目、3回目をたしかやっていると思いますので、定めております。

それと、先ほどおっしゃられました短い期間でもということで、代替職員はどうする、雇うのか雇わないのかといった様な話でございますけれども、国の方からは、逆に、育児休業を取るときに、短いから取りにくいや取りやすいなど、それはハラスメント的になってしまうということでございますので、そういうことにならないように、職場でも、もちろん業務の在り方であるなど、業務の量もありますけれども、その辺を検討して、よりよい方向で、支障がないようにしていくということで考えております。

ただ、とても短い期間でどれだけの方が応募していただけるかや来ていただけるかということも、それはそれでまた課題がございますので、ケースケースによって対応していくことになろうかと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第36号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第37号、令和4年度井手町一般会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、議案第37号、令和4年度井手町一般会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,085万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億1,804万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の規定でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

それでは、3ページをご覧ください。第2表、繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、電算システム新庁舎移転業務4,636万4,000円。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、新庁舎建設事業1億3,000万円。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、新庁舎庁用備品等移転1,853万円。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費1億2,000万円。

10款教育費、4項社会教育費、事業名、山吹ふれあいセンター建設事業7,860万円。

10款教育費、4項社会教育費、事業名、山吹ふれあいセンター庁用備品等移転338万円。

10款教育費、4項社会教育費、事業名、図書館蔵書等移転462万円。

次の4ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額7億4,269万円、補正額3,485万円、計7億7,754万円であります。

16款府支出金、補正前の額2億4,053万8,000円、補正額15

万円、計2億4,068万8,000円であります。

18款寄附金、補正前の額54万2,000円、補正額126万円、計180万2,000円であります。

19款繰入金、補正前の額14億5,952万7,000円、補正額489万円、計14億6,441万7,000円であります。

21款諸収入、補正前の額1,001万7,000円、補正額970万1,000円、計1,971万8,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額82億6,719万5,000円、補正額5,085万1,000円、計83億1,804万6,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額34億8,694万8,000円、補正額156万1,000円、計34億8,850万9,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の15万円、その他の126万円、一般財源の15万1,000円あります。

3款民生費、補正前の額10億6,153万8,000円、補正額1,171万8,000円、計10億7,325万6,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の650万円、一般財源の521万8,000円あります。

4款衛生費、補正前の額3億2,358万3,000円、補正額3,350万円、計3億5,708万3,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の3,350万円あります。

9款消防費、補正前の額4億4,076万2,000円、補正額970万1,000円、計4億5,046万3,000円、財源内訳といたしまして、その他の144万1,000円、一般財源の826万円あります。

10款教育費、補正前の額18億2,857万円、補正額562万9,000円の減、計18億2,294万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の515万円の減、一般財源の47万9,000円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額82億6,719万5,000円、補正額5,085万1,000円、計83億1,804万6,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の3,500万円、その他の270万1,000円、一般財源の1,315万円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲）　私の方からは1点、8ページなんですけど、公民館改修補助ということで、おそらくこれは南部公民館の改修補助だと思うんですが、具体的な改修場所、内容についてお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝）　ただいまのご質問にお答えいたします。

南部区より、公民館の照明器具のLED化に伴いまして相談があったことで、補助金を交付するため予算計上しているものでございます。内容的にはLED照明器具40ワット2灯が3か所、LED照明器具32ワット2灯が12か所、LED電球型ダウンライト60ワットが8か所、軒下ダウンライト電球60ワット2か所、屋外投光器を新設いたしまして40ワットの水銀灯1か所、合計26か所を改修し、設置する予定となっているところでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲）　電灯などのLED化は地球温暖化にもとても有効だと思うことで、積極的に進めていただきたいと思うんですが、ほかの公民館の進捗状況であるとか今後の予定などありましたら、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝）　今後のほかの区の公民館改修につきましては、毎年区長会を行いますときに、要望等がありましたら企画財政課にお伝えしてくださいますということで伝えまして、それぞれ対応しているところでございます。

以上でございます。

5 番（脇本尚憲） 現在はないですか。

企画財政課長（寺井佳孝） ないです。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

6 番（谷田利一） 私の方から 9 ページ、消防団員退職報償金ですけども、今回の退団の方の人数、新入団員の人数、入れ替わり人数はどのぐらいですか。教えてください。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 先ほどのご質問ですけれども、まず、今回の退団者が 27 名でございます。それと入団者が 2 名でございますして、全体で 209 名というふうな消防団になります。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 3 ページの繰越明許費の件でお伺いします。新庁舎の建設事業や山吹ふれあいセンターの建設事業で繰越しがあるんですけども、建設の日程、スケジュールについては、3 月までに完成すると聞いています。8 月の庁舎の建設検討委員会的时候にも遅れはないという話で説明があったと思うんですが、これ、何で繰越しをしないといけないのか。工事は令和 3 年度内に終わるけれども、支払い等が残るといことなのか、お尋ねします。

それともう 1 点は、9 ページの新型コロナのワクチン接種ですけども、これは B A . 5 だけじゃないのかもしれませんが、オミクロン株対応ワクチンと最初、町長の挨拶のときに説明があったと思うんですけど、そうになると、今まで従来型のワクチンを一度も受けていない方から 4 回受けた方まで町内におられるわけです。今回対象になるのはどういう人なのか。4 回打った人はまだ対象にならないということなのか、4 回打っていても、次、何か月かたったら打てるんですよということなのか、もう少し対象者の詳細をお願いしたい。

それと、主な支出が委託料となっていますが、具体的にどうやって接種す

るのか。今までのような会場に集団でやるのか、各医院に個別にお願いしてワクチンを打つのか、ご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) まず新庁舎、ふれあいセンターも含めですけれども、工事につきましては、それぞれ、庁舎は来年の3月20日、ふれあいセンターは3月24日として、その完成を目指して今進めております。ですから、その繰越しさせていただいているものにつきましては、建物が完成して、各種機関による検査の後、私どもに引渡しとなるんですけれども、引渡しとなった後に、今こちらの旧庁舎にあります机などの什器類の搬入など、そういう持って運ぶものの移転作業へと入っていきますので、来年度を越して5月頃の移転完了を目指して現在のところ進めておるというところで繰越しをさせていただいて、手続に進んでいくということでご理解いただけたらと思っています。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 私の方からは、オミクロン株対応ワクチンの接種に係る対象者と接種の方法について、答弁させていただきます。

まず、オミクロン株対応ワクチンの接種の対象者でございますけれども、現在国から示されている内容は、初回接種を完了した12歳以上の全ての住民の方ということですので、1回目と2回目の接種を完了した方が対象でございます。これらの方々に対する接種につきましては、従前と同様に集団接種、個別接種で対応したいと考えておるところでございますけれども、現在国の方で示されている内容は、9月半ば過ぎから新たなオミクロン株対応ワクチンを搬送し、それに伴いまして、4回目接種の対象者に順次接種することによってございますので、私どもの方は、その搬送なり国の方から正式に決定通知があった後に、現行の個別接種で対応している4回目接種の対象者に順次オミクロン株対応ワクチンで対応していくということを考えておるところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 繰越しの件でございますが、山吹ふれあいセンターに
します什器、施設整備関係の繰越しがございまして、それにつきましては、
今、商工会の地域振興交流拠点施設開業準備委員会と覚書に基づきまして、
鋭意協議をしているところでございます。第3的な要素で、どのような什器
を入れるのか、先ほども申しましたように、委託販売にするのか仕入れ、購
入するのか、どれくらいの野菜が余ってきたりするのかなどによって、具体
的に言いますと、例えば液体の瞬間凍結機が要るのかなど、ソフトクリーム
につきましてもジェラート機にするのかなど、そういう細かい調整が出てき
ましたということで、その調整をして発注すると、やはり時間がかかって、
3月24日に引き渡していただいた後、所要の期間がかかるということがご
ざいますので、繰越しをお願いしているところでございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 島田副町長。

副町長（島田智雄） 今ふれあいセンターの説明があったんですけど、新庁
舎につきましても、今後新たに必要となる机などといったものの備品関係が
ございます。それを今年度中に発注をかけて、それから年度を越えて備品を
納入していただくということが必要になってまいりますので、この形で繰越
し措置をさせていただいているということでございます。

議長（西島寛道） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今の繰越しの説明で確認ですけど、移転していくもの
は移転事業費だけども、新たに設置する備品については、建設事業費の中
に入っているから、それを繰り越すということですか。分かりました。

それからワクチンの件ですけど、9月半ばから新しいワクチンが届き始め
る。自分は3回目、4回目を打とうかと思っていて予約したけど、オミクロ
ン株対応のワクチンが来るならそれを打ちたいと、誰しもそう思うんじや
ないかと思うんです。だから、そういう方には、いつ頃こういうオミクロ
ン株対応のワクチンが打てるようになりますということも併せてお知らせし
ないと、打ってしまったから、そこからまた何か月かたたないとオミクロ
ン株対応ワクチンは打てないわけですよ。だから、それを待っておくとい
う人にも分かるような説明をしてもらえるでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) オミクロン株対応ワクチンの接種の今のご質問でございますけれども、現時点で国の方からは、今回のオミクロン株対応ワクチンの接種について、前回ワクチンを接種してからの接種間隔がまだ示されておりません。そういう中で現在、国の方では、できる限り、接種が可能な方については現行のワクチンで接種をとというのが今の基本的な内容でございます。

ただ、これから、接種間隔も含めまして、国の方から詳細な情報が届きましたら、その内容をきちんと住民の方に提供していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第37号、令和4年度井手町一般会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は9月16日、午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時27分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 奥 田 俊 夫

署名議員 木 村 武 壽